

医科点数表の解釈

令和8年6月版

Web追補（共通）No.4-2（令和8年10月号②）

令和8年10月21日作成

● 以下の告示・通知により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。

- 令和8年10月13日 厚生労働省告示第373号（令和8年10月14日適用）
- 令和8年10月13日 厚生労働省告示第374号（令和8年10月14日適用）
- 令和8年10月13日 保医発1013第1号（令和8年10月14日適用）

● Web追補のバックナンバーは、当社ウェブサイト上の『診療報酬関連情報ナビ』からご覧いただけます。本追補と併せてご利用ください。[\(https://www.shaho.co.jp/publication/navi/\)](https://www.shaho.co.jp/publication/navi/)

【『医科点数表の解釈（令和8年6月版）』ウェブコンテンツ】

[\(https://ika.shaho.co.jp/r08_ika_kaishaku/\)](https://ika.shaho.co.jp/r08_ika_kaishaku/)

◆ 施設基準（基本・特掲）等の届出書・届出様式やデータでの提供が有用なものをウェブコンテンツに掲載しています。内容に変更が生じた場合は随時更新いたします。

※ 本追補は「オンライン医科点数表の解釈」の「デジタルブック」部分の追補にも対応しています。

オンライン医科点数表の解釈（会員サイト）：<https://ika.shaho.co.jp/r08/>

オンライン医科点数表の解釈（紹介ページ）：<https://www.shaho.co.jp/iryou/#online>

【医科点数表の解釈】

頁	欄	行	変更前	変更後
478 501 503 506 508	右	◆	以下に掲げる「別表第九」の対象注射薬に「セトメラノチド酢酸塩製剤」及び「ベピロビルセンナトリウム製剤」を加え、最終改正を「（最終改正；令 8.10.13 厚生労働省告示第373号）」に改める。 ・ C101の「（在宅自己注射指導管理料の対象注射薬「注1」）」 ・ C151の「（注入器加算の対象注射薬「注」）」 ・ C152の「（間歇注入シリンジポンプ加算の対象注射薬「注」）」 ・ C152-2の「（持続血糖測定器加算の対象注射薬「注1」）」 ・ C153の「（注入器用注射針加算の対象注射薬「注」）」	
515	右	◆	C200薬剤の「（投与の対象となる注射薬）」の(1)中、「【厚生労働大臣の定める注射薬】」に「セトメラノチド酢酸塩製剤」及び「ベピロビルセンナトリウム製剤」を加え、改正履歴として「（令 8.10.13 保医発 1013 1）」を加える。	

【医科点数表の解釈・オンライン医科点数表の解釈（デジタルブック）共通】

※書籍とデジタルブックでは頁がずれている部分があります。本追補では、頁がずれている部分については、「デジタルブック」の該当頁を「[青文字斜体](#)」で表示します。

頁	欄	行	変更前	変更後
1287 <i>1286</i>	—	上から5行目	◆ 「最終改正」を以下のように改める。 （最終改正；令和8年10月13日 厚生労働省告示第374号）	
1290 <i>1289</i>	左	◆	「第十 厚生労働大臣が定める注射薬等」の「一 療担規則第20条第二号ト及び療担基準第20条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬」に以下の薬剤を追加 「セトメラノチド酢酸塩製剤」及び「ベピロビルセンナトリウム製剤」	
1689 <i>1695</i>	—	上から8行目	◆ 「最終改正」を以下のように改める。 （最終改正；令和8年10月13日 厚生労働省告示第373号）	
1728 <i>1734</i>	◆	「別表第九 在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬」に以下の薬剤を追加 「セトメラノチド酢酸塩製剤」及び「ベピロビルセンナトリウム製剤」		

医科点数表の解釈

『医科点数表の解釈』編集部

@ika_kaishaku

https://x.com/ika_kaishaku

X（旧Twitter）では医療図書のご案内や追補などの情報提供、その他審議会などの情報をお知らせします。どうぞご利用ください。